ドイツ「惠光」日本文化センター研究奨学生募集要項

下記の要領で、ドイツ・デュッセルドルフ所在のドイツ「惠光」日本文化センターを拠点として仏教、哲学または日本文化の研究に従事しようとする者に、研究奨学金を交付する。

記

1. 採用人員

１名

2. 給付額

・月額 1500 ユーロ（健康保険料含む）。
・奨学金給付期間中の住居として、当センター内単身用宿泊施設の利用可（家賃不要）。
※上記宿泊施設以外を住居とする場合での費用の補助は無し。
・渡航費（日本からの往復運賃・エコノミークラス）。
※すでにドイツに居住している者には渡航費は給付されない。

3. 給付開始時期

2027 年 8 月～2028 年 4 月
(2027 年 8 月 1 日～2028 年 4 月 30 日の期間中であれば、何時でも給付開始が可能)

4. 給付期間

１年間（審査の上、継続して最長１年までの延長を認めることもある）

5. 対象者

～仏教部門～
・大学院修士課程在学者および修了者で仏教研究に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

～哲学部門～
・大学院修士課程在学者および修了者で哲学研究に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

～日本文化部門～
・大学の学部修了者で、日本文化研究・啓蒙活動に携わっている者。もしくは将来それらの研究・活動を志す者。

6. 他制度併用の可・不可

不可
※いかなる奨学金制度、研究奨励金制度との併用は不可。

7. 過去の同奨学金受給者の再応募について

審査の上、再応募者を１度に限り再採用することもある。

8. 出願手続き

次の書類各１通とコピー各２通を郵送にて提出すること。

a. 履歴書
b. 研究計画書
c. 推薦状（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
d. ドイツ語の既習証明　（大学または他の語学教育機関によるもの。）
※出願時に提出できない場合、採用決定後から給付開始時期２ヶ月前の期間での提出も可。
提出がない場合、採用は無効となる。
e. 人物に関する証明書（指導教員、またはそれに準ずる識者が書いたもの。開封無効。）
※記入書類は下記の担当者にお問い合わせください。

提出期限

2027 年 1 月 31 日必着（採用通知は 2 月下旬頃）

提出先

EKO-Haus der Japanischen Kultur e.V.
Brüggener Weg 6, 40547 Düsseldorf, Germany
TEL. +49-(0)211-577918-213　　FAX. +49-(0)211-577918-219
担当：攝受
E-mail: bdk@eko-haus.de
※お問い合わせは上記担当者まで

以 上

2026 年 10 月 28 日　社団法人　ドイツ「恵光」日本文化センター